

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	デジタル化時代の欧州における文化芸術支援策の動向
他言語論題 Title in other language	Trend of the Support for the Culture and Creative Sector in Europe in the Digitalization Age
著者 / 所属 Author(s)	河合 美穂 (KAWAI Miho) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 文教科学技術課長
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	853
刊行日 Issue Date	2022-1-20
ページ Pages	51-76
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	コロナ禍とデジタル化の状況に照らしつつ、欧州における文化創造部門に対する文化芸術支援策の動向を、労働による収入及び社会保障面並びにデジタルコンテンツの著作権報酬面から概観する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

デジタル化時代の欧州における文化芸術支援策の動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局
文教科学技術課長 河合 美穂

目 次

はじめに

I 文化創造部門（CCS）をめぐる動向

- 1 文化創造部門（CCS）の定義
- 2 文化創造部門（CCS）の特徴
- 3 欧州における文化創造部門（CCS）の経済及び雇用の状況
- 4 デジタル化の動向

II コロナ禍以前の芸術家の地位や収入をめぐる動向

- 1 国際機関の動向
- 2 EU の動向

III 公正な報酬をめぐる動向—労働による収入及び社会保障面—

- 1 主な課題
- 2 EU 諸国の施策例

IV 公正な報酬をめぐる動向—デジタルコンテンツの著作権報酬面—

- 1 デジタルコンテンツをめぐる著作権の課題
- 2 デジタル単一市場における著作権指令による対応
- 3 その他のデジタル化の課題

V コロナ禍における欧州の文化芸術支援策

- 1 EU の文化芸術支援策の枠組み
- 2 コロナ禍における EU の予算措置
- 3 国レベルの施策例—イタリア—
- 4 公的支援における課題
- 5 デジタル化や著作権補償金関連の支援策の例

おわりに

キーワード：文化芸術支援策、文化創造部門、芸術家の地位、公正な報酬、デジタル単一市場
における著作権指令

要 旨

- ① 新型コロナウイルス感染症の流行（コロナ禍）は、欧州経済にとって重要な業界と認識されている文化や芸術といった創作活動や関連産業に大きな影響を与えた。文化創造部門（CCS）は、労働条件、地位、収入が非典型的な労働形態にあり、不安定になりやすく、フリーランス又は中小企業の経営が多いといった特徴がある。また、コロナ禍において、デジタル化により利益を上げている業種もあるが、デジタルに由来する収入のシェアは大きくない。
- ② 欧州連合（EU）及びEU諸国においては、コロナ禍の初期からCCSに対する様々な支援策が展開された。その過程で、コロナ禍以前から未解決であった芸術家の地位や社会的保護、公正な報酬といった課題が改めて浮き彫りになった。それは、デジタル化の進行とともに、深刻化している面でもあった。
- ③ 芸術家の地位や収入をめぐる、国際的にも欧州においても、芸術家の労働による収入及び社会保障面並びにデジタルコンテンツの著作権報酬面が、主要な政策課題として取り上げられてきた。前者においては、欧州で「芸術家」について5つの定義が見られ、労働条件、社会保障、課税等の課題が指摘されている。こうした課題には、社会政策等、複数の政策の要素を組み合わせつつ統合的に対応する必要があるため、調査研究が続けられている。後者においては、著作物を利用する者との契約における芸術家の立場の不均衡を是正することを目的として、デジタル単一市場における著作権指令により、著作者及び実演家に対する「適正かつ比例的な報酬の原則」が定められ、契約上の取決めの事後的な側面をカバーする措置が取られている。
- ④ 文化の分野において、EUが有する権限や予算は、加盟国が有するそれらに比べるとごく限られたものである。しかし、EUは、コロナ禍への緊急支援のほか、長期的な予算措置において、文化に充当する予算として、CCSを対象に助成を行う「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラムの予算を2014～2020年の計画時から約7割増額した。これに影響を与えた2020年9月17日欧州議会決議では、財政、雇用、労働条件、社会的保護、デジタル化等に関する提案がなされた。
- ⑤ 欧州では、CCSの芸術家、創作者、その他の労働者の多様な契約についての理解を深め、標準的な労働者と同様に、公平かつ同一の条件を保証する公正な慣行の枠組みの策定が求められている。

はじめに

2019年12月に中国湖北省武漢で発生した新型コロナウイルス感染症の流行(以下「コロナ禍」という。)により、世界経済は停滞し、今や欧州経済にとって重要な業界と認識されている文化や芸術といった創作活動や関連産業も大きな影響を受けた。主要国で取られたロックダウン措置の結果、文化創造部門(Cultural and Creative Sector: CCS)には、不要不急の制作及び流通、国際移動や日常生活の制限といった影響が生じた⁽¹⁾。

多くの芸術様式の本質である、人々が集うといった社会性が制限され、その活動が否定されたも同然であった⁽²⁾。イベントは延期又は中止され、関連するマーケティング、流通、観光業も同様に停滞した。書店、映画館、コンサートホール、クラブ、美術館、劇場、遺跡又は美術ギャラリーは閉鎖されるという事態に至った⁽³⁾。CCSの活動は、コロナ禍発生当初から閉じられてしまい、制限措置解除後は最後に再開されることになった⁽⁴⁾。

他方、CCSは、欧州の経済や社会にとって、生活を改善し、地域社会を変革し、雇用や成長を生み出し、他の経済部門への波及効果を与える力の源であるとも位置付けられている⁽⁵⁾。

欧州連合(EU)及びEU諸国においては、コロナ禍の初期からCCSに対する様々な支援策が展開された。その過程で、コロナ禍以前から未解決であった芸術家の地位や社会的保護、公正な報酬といった課題が改めて浮き彫りになった。それは、デジタル化の進行とともに、深刻化している面でもあった。

本稿では、特にコロナ禍と加速化するデジタル化の状況に照らしつつ、欧州における文化芸術支援策の動向及びその課題を、労働による収入及び社会保障面並びにデジタルコンテンツの著作権報酬面の2つの側面から概観する。

I 文化創造部門(CCS)をめぐる動向

本章では、本稿におけるCCSの定義、その特徴、欧州におけるCCSの経済及び雇用状況、特にコロナ禍の影響やデジタル化の動向について概観する。

1 文化創造部門(CCS)の定義

文化芸術支援策において対象となる文化芸術活動は国等によって異なる。本稿では、文化創造部門(CCS)とは、「商用志向又は非商用志向を問わず、その活動が文化的価値、又は芸術

*本稿のインターネット情報の最終アクセス日は、令和3(2021)年12月6日である。また、日本円換算は令和3(2021)年11月分報告省令レートに基づき、1ユーロ=130円として行い、適宜四捨五入した。

(1) Isabelle De Voldere et al., *Cultural and creative sectors in post-COVID-19 Europe*, February 2021, p.29. European Parliament Website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2021/652242/IPOL_STU\(2021\)652242_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2021/652242/IPOL_STU(2021)652242_EN.pdf)>

(2) KEA European Affairs, *The impact of the COVID-19 pandemic on the Cultural and Creative Sector*, November 2020, p.1. <https://keanet.eu/wp-content/uploads/Impact-of-COVID-19-pandemic-on-CCS_COE-KEA_26062020.pdf.pdf>

(3) *ibid.*, p.2.

(4) Richard Naylor et al., *Cultural and creative industries in the face of COVID-19: an economic impact outlook*, 2021, p.4. UNESCO Website <<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000377863?posInSet=1&queryId=18d8b725-72cd-4018-ad79-bfdd0ee274e4>>

(5) "A New European Agenda for Culture," COM(2018) 267 final, 2018.5.22, p.1. EUR-Lex Website <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018DC0267&from=EN>>

的その他の創造的表現の両方若しくは一方を基にする全ての部門」で、「これらの活動は、文化的、芸術的又はその他の創造的な表現を具体化した製品及びサービスの開発、創作、制作、普及及び保存並びに教育又は経営といった関連する機能」を含み、「建築、アーカイブ、図書館及び美術館、美術工芸、音響・映像（映画、テレビ、ビデオゲーム及びマルチメディア）、有形及び無形の文化遺産、デザイン、祝祭、音楽、文学、舞台芸術、出版、聴覚及び視覚芸術、ファッションを含む」⁽⁶⁾とする。また、参照した資料（主に統計）によっては、文化創造産業（Cultural and Creative Industry: CCI）も使用されているが、本稿においては CCS と統一して表記する。

2 文化創造部門（CCS）の特徴

(1) 文化的エコシステム

CCS の特徴として、創造的なコンテンツ、製品、サービスを提供するフリーランス⁽⁷⁾及び中小企業がつながって相互に依存したネットワークの上に成り立っていることが挙げられる⁽⁸⁾。

このネットワークを文化的エコシステムという。同システムは、CCS に特有の収益構造であり、実際に活動を行う者、産業界、（受容する側の）観客から成り、創作、制作、流通、アクセス、参加といった側面があるが、昨今のデジタル化により、それぞれの関わり方が重なり合うなど姿かたちを変えつつある⁽⁹⁾。

(2) 多様なビジネスモデル

CCS はまた、多様性を持ったビジネスモデルである。非営利及び公立の機関（美術館、図書館）から、一定額で一定期間利用可能となる音楽や動画のサブスクリプションサービスを行う Netflix や Spotify のような大規模な営利企業まで、その態様は非常に多岐にわたる。その目標は、必ずしも経済的成長や収益ではなく、社会の役に立ち、有益でありたいということである。CCS のビジネスは、特色のある高いスキルや専門性、個人的なネットワーク、特別なコミュニティにおける評判や信頼といったものに基づくことが多い⁽¹⁰⁾。

(3) 非典型的な労働形態

CCS 労働者は、労働条件、地位、収入が標準的な労働と異なる非典型的な労働形態⁽¹¹⁾にあり、生活等が不安定になる要因となっている。また、芸術作品の最終的な成果物やその受容が予測しにくいこと、創作が時間及び労働集約的であること、国境を越えた移動の傾向があること（ビ

(6) Ekaterina Travkina and Pierluigi Sacco, *Culture shock: COVID-19 and the cultural and creative sectors*, 7 September 2020, p.2; KEA European Affairs, *op.cit.*(2), p.1; European Investment Fund, “Market Analysis of the Cultural and Creative Sectors in Europe,” [2019]. <https://www.eif.org/what_we_do/guarantees/cultural_creative_sectors_guarantee_facility/ccs-market-analysis-europe.pdf>

(7) 一般的な就労形態である雇用労働とは異なり、特定の企業と労働契約を結ばずに、複数企業と自由な意思に基づいて業務委託契約等の契約を結び、企業から指揮命令を受けずに独立して業務を遂行する労働形態である。『現代用語の基礎知識 2021』自由国民社, 2021, pp.229-230.

(8) Travkina and Sacco, *op.cit.*(6), p.9.

(9) Octavio Kulesz, *Supporting Culture in the Digital Age*, March 2020, pp.9-10. International Federation of Arts Councils and Culture Agencies (IFACCA) Website <https://ifacca.org/media/filer_public/30/b4/30b47b66-5649-4d11-ba6e-20d59fbac7c5/supporting_culture_in_the_digital_age_-_public_report_-_english.pdf>

(10) Travkina and Sacco, *op.cit.*(6), p.10.

(11) 直接雇用・無期雇用・フルタイム就業という従来主流であった働き方とは異なる雇用形態を指す。濱野恵「EUにおける透明で予測可能な労働条件に関する指令—新たな就業形態への対応—」『外国の立法』No.283, 2020.3, p.32. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11457220_po_02830003.pdf?contentNo=1>

ザ、社会的保護又は課税に関連)といった特徴がある。パートタイムで働き、無期の雇用契約を締結せず、被雇用と自営を組み合わせる傾向がある⁽¹²⁾。

芸術家、文筆家、ジャーナリスト、音楽家等の多くは、生計を立てるために自営業者又はフリーランスとして、複数のプロジェクトに携わっている。また、パートタイムの有給の仕事と組み合わせたり、(大抵は CCS ではない)主たる有給の仕事と副業の創作活動を組み合わせたりしている⁽¹³⁾。交渉力が弱いという特徴があり⁽¹⁴⁾、著作権管理団体や組合などの団体やネットワークは、交渉力の増大に欠かせないとも言われている⁽¹⁵⁾。

3 欧州における文化創造部門 (CCS) の経済及び雇用の状況

(1) コロナ禍以前の状況

コロナ禍以前の欧州における 2019 年の CCS の売上高は、6430 億ユーロ (84 兆円) で、EU28 各国⁽¹⁶⁾の GDP の 4.4% を占めており、2013 年以来、930 億ユーロ (12 兆円)、17% 増加した。CCS の付加価値⁽¹⁷⁾は 2530 億ユーロ (33 兆円) で、EU28 各国の GDP の 1.7% に当たり、その経済的寄与は、通信、医療品、自動車産業より大きかった⁽¹⁸⁾。

2019 年末時点で、CCS には EU28 各国において 760 万人が雇用されており、建設業 (1210 万人)、観光業 (1070 万人)、輸送業 (1030 万人) に次ぐ規模である。被雇用者数は、2013 年と比較して 70 万人、1.9% の増であり、EU 全産業平均の 1.3% の増より高い伸び率であった⁽¹⁹⁾。CCS 雇用者 760 万人のうち、視覚芸術 (190 万人)、音楽 (120 万人)、音響映像 (110 万人)、舞台芸術 (100 万人) における雇用 (計 520 万人) が 68% を占めている⁽²⁰⁾。

また、CCS の雇用のうち、中小企業における雇用は 83% を占め、EU 全産業における中小企業の雇用の 29% と比較して非常に高い。雇用関係にないフリーランスは 33% で、EU 全産業におけるフリーランスの割合 (14%) の 2 倍以上である (2019 年)⁽²¹⁾。

CCS が公的部門から得た収入は、2018 年では全売上高の 10.8% を占め、2013 年の 11.5% に比べて 0.7 ポイント下落した。全公財政支出に占める CCS への支出の比率は、2013 年の 0.96% から、2018 年の 0.95% へと微減しているが、この一部は地方政府の予算削減によるものである⁽²²⁾。

(12) Mafalda Dâmaso et al., *The Situation of Artists and Cultural Workers and the post-COVID-19 Cultural Recovery in the European Union: Background Analysis*, March 2021, p.7. European Parliament Website <<https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/234839/PE652.250.pdf>>

(13) Travkina and Sacco, *op.cit.*(6), p.10.

(14) De Voldere et al., *op.cit.*(1), pp.19-20.

(15) *ibid.*, p.108.

(16) 英国は 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱しているため、コロナ禍前は、英国を含めた数値が用いられていることが多い。ただし、Eurostat により、2020 年の予測値ではなく実測値が把握できる被雇用については、比較のために、2019 年の EU27 各国の数値も示すものとする。

(17) 企業が生産活動の結果、新しく創出した価値。その価値を総計すると、企業部門が国民経済に付加した価値、経済学的には国内総生産 (GDP) となる。伊東光晴編『岩波現代経済学事典』岩波書店、2004、p.670.

(18) Marc Lhermitte et al., *Rebuilding Europe: The cultural and creative economy before and after the COVID-19 crisis*, January 2021, p.13. European Grouping of Societies of Authors and Composers (GESAC) Website <https://1761b814-bfb6-43fc-9f9a-775d1abca7ab.filesusr.com/ugd/4b2ba2_1ca8a0803d8b4ced9d2b683db60c18ae.pdf>

(19) *ibid.*, p.14. なお、Eurostat では、2019 年、EU27 各国で 736 万人となっている。“Cultural employment by NACE Rev. 2 activity,” 2021.6.25. Eurostat Website <https://appsso.eurostat.ec.europa.eu/nui/show.do?dataset=cult_emp_n2&lang=en>

(20) Lhermitte et al., *ibid.*, p.14.

(21) *ibid.*, p.21. なお、Eurostat では、EU27 各国で 2019 年は 32%、2020 年は 33% となっている。“Cultural employment by sex and selected labour market characteristics.” Eurostat Website <https://appsso.eurostat.ec.europa.eu/nui/show.do?dataset=cult_emp_wsta&lang=en>

(22) Lhermitte et al., *ibid.*, p.22.

(2) コロナ禍の影響

コロナ禍によって、EU28 か国における CCS の売上高は、2019 年の 6430 億ユーロ（84 兆円）から、2020 年には 4440 億ユーロ（58 兆円）へと落ち込み、31%（1990 億ユーロ（26 兆円））減少すると予測された。この 2020 年売上高の 31% の減少率は、航空輸送業と並んで、欧州の全産業において最も打撃を受ける部門であるとも予測された。また、2 番目に売上高の減少が大きい（27% 減）と予測されたのは観光業である。欧州での観光の 40% は文化的なものであると言われており⁽²³⁾、CCS の売上高の減少には、観光業の減少が影響していると推測された⁽²⁴⁾。

CCS の各業種を見ると、2020 年に、舞台芸術での総収入は前年から 90% 減、音楽では 76% 減と圧倒的な減収が予測された。これは、コンサート、演劇等が、コロナ禍の発生当初から厳格に制限され、制限措置解除後には、最後に再開されたためである。また、現在でもリハーサルを行うことが困難であるため、公演の準備期間が長期化し、開催の遅延につながっている。さらに、音楽業界にとっては、店舗、バー、飲食店のような場に制限措置が課せられたため、著作権収入に大きな影響がある見込みである（2020 年の楽曲の使用等による上演権に係る収入は、前年比 35% の減収が予測された。）⁽²⁵⁾。

EU27 か国の CCS における雇用は、2019 年の 736 万人から 2020 年には 717 万人まで減少した⁽²⁶⁾。

4 デジタル化の動向

欧州において、CCS は、早くからデジタル写真、デジタル媒体、ストリーミング、バーチャル・リアリティ、オンラインプラットフォーム⁽²⁷⁾といった技術を導入してきた⁽²⁸⁾。オンラインコンテンツへの需要も増加しており、2018 年には、EU28 か国のインターネット利用者の 81% が、音楽、ビデオ、ゲームを利用している。これは、通販（71%）、銀行（66%）、会員制サービス（65%）の利用よりも多かった⁽²⁹⁾。

CCS の作品は、観客拡大のため新しい方式を活用しつつ、近年、デジタル経済においてその存在感を急速に高めている。オンラインの文化的コンテンツ、サービス、作品による売上高は、2013 年から 2019 年にかけて、92% の増加（年当たり 12% の増加）となった⁽³⁰⁾。

コロナ禍におけるロックダウン等の継続により、インターネットを使用する者の割合は、欧州平均で 81% から 94% へ急増した⁽³¹⁾。各種のサブスクリプションやオンデマンドサービスの利用が増加し、利益を上げ成長を遂げている企業もある⁽³²⁾。

⁽²³⁾ “Cultural tourism.” European Commission Website <https://ec.europa.eu/growth/sectors/tourism/offer/cultural_en>

⁽²⁴⁾ Lhermitte et al., *op.cit.*(18), p.29.

⁽²⁵⁾ *ibid.*, p.30.

⁽²⁶⁾ “Cultural employment by NACE Rev. 2 activity,” *op.cit.*(19)

⁽²⁷⁾ 欧州委員会によると、オンラインプラットフォームは、オンライン広告プラットフォーム、マーケットプレイス、検索エンジン、ソーシャルメディア等幅広い活動を含む。“Online Platforms and the Digital Single Market Opportunities and Challenges for Europe,” COM(2016) 288 final, 2016.5.25, p.2. EUR-Lex Website <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52016DC0288>>

⁽²⁸⁾ Lhermitte et al., *op.cit.*(18), p.5.

⁽²⁹⁾ *ibid.*, p.19.

⁽³⁰⁾ *ibid.*, p.18.

⁽³¹⁾ *ibid.*, p.34.

⁽³²⁾ KEA European Affairs, *op.cit.*(2), p.7. 例として、Netflix、Amazon Prime Video、Spotify 等が挙げられている。

ただし、一堂に会する体験は CCS の経済にとって不可欠なものであり、そもそも全てがデジタルに置き換えられるわけではない。コロナ禍以前の 2019 年には、著作者の収入の 21%、21 億ユーロ（2730 億円）だけがオンラインに由来するものであった⁽³³⁾。

コロナ禍の下で消費者はデジタル（オンライン）コンテンツに、より多くの金額を支出したが、それは（書籍やビデオゲーム等の）物理的販売やイベントから生じる収入の損失を補えるものではなかったことが明らかになっている⁽³⁴⁾。

II コロナ禍以前の芸術家の地位や収入をめぐる動向

上述の欧州における CCS の労働形態の特徴は、コロナ禍以前から指摘されてきた古くて新しい課題であった。「芸術家及び創作者は、給与及び著作権の 2 種類の報酬を受け取る。」⁽³⁵⁾とされている。本章では、特に、芸術家や CCS 労働者の「労働者性」とその地位に紐づく社会的保護、そして著作権報酬について、国際機関又は EU における主要な提案等を通じてこれまでの経緯を概観する。

1 国際機関の動向

(1) 1970 年代後半までの国際労働機関の動向

国際労働機関（ILO）は、1920 年代半ばから実演家の権利について検討を行ってきた。その背景には、「記録 [録音・録画] 技術の発達は音楽および演劇の生（なま）の演奏ないし演技を害する恐れがある」として、「技術の進歩を押し止めることはできず、また技術進歩が積極的な効果を持つことは否定し得ないとしながらも、技術の進歩が芸術家、とくに実演活動にたずさわる芸術家の雇用と労働条件に多大の悪影響をもたらす、との芸術家の憂慮」があったという⁽³⁶⁾。ILO は著作権問題と関連して早くから芸術家を「労働者」として認めてきたが、特に雇用問題と結び付けて、芸術家を労働者としてみなすべきとの提案を 1977 年に行った。これを契機として、芸術家の社会的権利を認めようとする動きが顕著になった⁽³⁷⁾。

(2) 1980 年の芸術家の地位に関するユネスコ勧告

1980 年には、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）によって芸術家の地位に関する勧告⁽³⁸⁾が出され、訓練、社会保障、雇用、収入及び課税の条件、移動性並びに表

⁽³³⁾ “COVID-19: Crisis, Resilience, Recovery: CISAC Global Collections Report 2020,” 2020.10, p.12. International Confederation of Societies of Authors and Composers (CISAC) Website <<https://www.cisac.org/Media/Studies-and-Reports/Publications/Royalty-Reports/2020-CISAC-Global-Collections-Report-EN>>

⁽³⁴⁾ Lhermitte et al., *op.cit.*(18), p.7.

⁽³⁵⁾ UNESCO, “Culture in Crisis: Policy guide for a resilient creative sector,” 2020, p.15. <<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000374631>>; Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.19.

⁽³⁶⁾ 「芸術家の地位に関する国際的規範の樹立を—ILO・ユネスコ合同専門家会議で要望—」『ILO 時報』29(4), 1977.12, p.39.

⁽³⁷⁾ 小林真理『文化権の確立に向けて—文化振興法の国際比較と日本の現実—』勁草書房, 2004, pp.134-135.

⁽³⁸⁾ “Recommendation concerning the Status of the Artist,” *Records of the General Conference*, 21st session, Belgrade, 23 September to 28 October 1980, Vol.1: Resolutions, pp.147-156. UNESCO Website <<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000114029.page=144>>; 「芸術家の地位に関する勧告（仮訳）」（1980 年 10 月 27 日第 21 回ユネスコ総会採択）文部科学省ウェブサイト <<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387385.htm>>

現の自由に関する政策及び措置を通じて、芸術家の職業的、社会的、経済的地位を改善することが加盟国に求められた⁽³⁹⁾。

同勧告において、「芸術家」とは、「芸術作品を創作し、創造的に表現し又は再現する者で、芸術的創作を自分の生活の本質的な部分とみなし、このような形で芸術及び文化の発展に貢献する者で、当人が雇用関係又は団体関係の有無にかかわらず、芸術家として認知されている又は認知されることを求める全ての者」と定義された⁽⁴⁰⁾。また、「地位」については、一方では、「社会において果たすことを期待されている役割の重要性」に基づいて、「芸術家に払われる敬意」を意味し、他方では、「芸術家が享受すべき自由及び諸権利（精神的、経済的及び社会的権利を含む）、特に収入及び社会保障に関する諸権利」の認知を意味するということまで踏み込んだと評されている⁽⁴¹⁾。

本勧告は、芸術家に特権を与えるものではなく、その労働形態に特徴があり、特別な措置を講じる取組が必要とされる他の社会職業のグループと同様の権利を与えることを加盟国に要請するものであった⁽⁴²⁾。

ユネスコは、欧州のみならず世界中における勧告の実施状況を注視しつつ、不定期の報告書において、各国の優良事例などを周知している。2015年の報告書では、最近の重要な課題として、デジタル技術及びインターネット、芸術家の国境を越えた移動、社会的保護、芸術表現の自由が取り上げられた⁽⁴³⁾。

2 EUの動向

(1) 芸術家の社会的地位に関する2007年6月7日欧州議会決議

EUにおいては、芸術家の状況等について数々の決議等が採択されてきた。特に芸術家の社会的地位に関して2007年6月7日に採択された欧州議会決議⁽⁴⁴⁾は、加盟国に対して、芸術家の契約、社会保障、疾病保険、直接税及び間接税並びに欧州のルールへの遵守に関する首尾一貫した包括的な法的及び制度的枠組みを適用するよう求めている。同決議はまた、欧州委員会に対して、欧州の芸術家及び当局向けに、疾病保険、失業手当、年金等の関連情報へ簡単にアクセス可能な包括的なハンドブックを編集することを提案している⁽⁴⁵⁾。

さらに同決議では、加盟国に対して、CSSで働く人々のための専門的な訓練が保証されること、複製権に関する公正な補償及び著作権者等のための公正な報酬（equitable remuneration）が支払われるようにすることといった要請がなされ、欧州委員会に対して、著作権補償金の一

(39) Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.6.

(40) *ibid.*, p.12; “Recommendation concerning the Status of the Artist,” *op.cit.*(38), p.149.

(41) “Recommendation concerning the Status of the Artist,” *ibid.*; 小林 前掲注⁽³⁷⁾, pp.135-137.

(42) Jacqueline Snijders et al., *The status and working conditions of artists and cultural and creative professionals*, [November 27, 2020], p.8. European Expert Network on Culture and Audiovisual Website <<https://eenca.com/eenca/assets/File/EENCA%20publications/Study%20on%20the%20status%20and%20working%20conditions%20of%20artists%20and%20creative%20professionals%20-%20Final%20report.pdf>>

(43) Garry Neil, “Full Analytic Report (2015) on the implementation of the UNESCO 1980 Recommendation concerning the Status of the Artist,” [2015], p.3. UNESCO Website <https://en.unesco.org/creativity/sites/creativity/files/final_full_analytic_report_g_neil_sept_2015.pdf>

(44) “The social status of artists: European Parliament resolution of 7 June 2007 on the social status of artists (2006/2249 (INI)).” European Parliament Website <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-6-2007-0236_EN.pdf>

(45) *ibid.*; Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.31.

部を財源にして、芸術家の創作活動並びに社会的及び財政的保護への援助を行う方策を調査することなどが要請された⁽⁴⁶⁾。

(2) 2018年「文化のための欧州の新アジェンダ」

2018年5月22日には、欧州委員会からのコミュニケーション文書「文化のための欧州の新アジェンダ」⁽⁴⁷⁾が公表され、文化の社会的、経済的影響及び対外関係における戦略目標が掲げられた。しかし、依然として公正な報酬の欠如や二重課税のリスクなど、芸術家の仕事に対する長年の障害が残されていることも同文書で指摘された⁽⁴⁸⁾。

同文書では、教育及びイノベーションにおける、また雇用及び成長のための文化を基にした創造性の支援として、CCSに有利な文化的エコシステムを育成し、融資の利用、イノベーション能力、著作者及び創作者の公正な報酬並びに（映画、演劇等の）各業種間の協力を促進することや、デジタル、起業的、伝統的、専門的なスキルなど、CCSに必要なスキルを奨励することが提案されている⁽⁴⁹⁾。

また、同文書では、主要な政策課題として、不定期労働者及び増加傾向にある（場所や時間にとらわれずに働く）モバイルワーカー⁽⁵⁰⁾に保険や社会的保護を提供するために規制の枠組みを適応させることを挙げると同時に、もう1つの政策課題として、欧州委員会が欧州デジタル単一市場戦略（2019年）⁽⁵¹⁾で取り組んでいる著作者及び創作者の公正な報酬を取り上げている⁽⁵²⁾。同文書において、欧州委員会は、欧州デジタル単一市場戦略に即して、一般的及び業種別の対話を通じて芸術家及び創作者に公正な報酬を保証するために加盟国を支援するとした⁽⁵³⁾。

さらに、欧州委員会は加盟国に、閣僚理事会が策定する次期の作業計画（第V章1（1）参照）の下では、「芸術家及び創作者の社会経済的状況の改善」と「芸術の教育及び訓練の促進」を進めるよう同文書において要請した⁽⁵⁴⁾。

その後閣僚理事会によって策定された「文化のための作業計画2019～2022年」⁽⁵⁵⁾では、芸術家、文化創造的な専門職及び欧州のコンテンツを支援する文化的エコシステムを構築することが、文化政策立案における欧州の協力の5つの主要な優先事項の1つとして認識され、芸術

(46) Dâmaso et al., *ibid.*, p.23; “The social status of artists: European Parliament resolution of 7 June 2007 on the social status of artists,” *ibid.*

(47) “A New European Agenda for Culture,” *op.cit.*(5)

(48) Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.9.

(49) “A New European Agenda for Culture,” *op.cit.*(5), p.4.

(50) 近年では、デジタル化の進展により、労働市場において、例えば、芸術家が一時的に雇用され又は個別に支払われる細切れの仕事を請け負う「ギグワーカー」と呼ばれる雇用形態も生じている。これは、自らのスキルや時間をいかし、単発の細分化された仕事を請け負う働き方をする人を指す。ライブハウスなどに居合わせたミュージシャンが一度限りで演奏に参加することを意味する音楽用語「gig（ギグ）」に由来する。『現代用語の基礎知識2021』前掲注(7), p.226; 「(きょうのことば) ギグワーカー ネット経由で単発の仕事」『日本経済新聞』2021.3.3; Snijders et al., *op.cit.*(42), p.31.

(51) “A Digital Single Market Strategy for Europe,” COM(2015) 192 final, 2015.5.6. EUR-Lex Website <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52015DC0192&from=EN>>

(52) “A New European Agenda for Culture,” *op.cit.*(5), p.5.

(53) *ibid.*, p.6.

(54) *ibid.*

(55) “Council conclusions on the Work Plan for Culture 2019-2022,” OJ C 460, 2018.12.21, pp.12-25. EUR-Lex Website <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018XG1221\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018XG1221(01))>

家の地位及び労働条件に関して、開かれた政策協調手法（Open Method of Coordination: OMC）⁽⁵⁶⁾による調査研究を定めており、これに基づいて現在でも調査研究が続けられている⁽⁵⁷⁾。

Ⅲ 公正な報酬をめぐる動向—労働による収入及び社会保障面—

本章では、芸術家や CCS 労働者の地位や収入について、労働による収入及び社会保障面から、主な課題を振り返り、EU 諸国の施策例を整理する。

1 主な課題

(1) 芸術家の定義

芸術家の地位を考える上での「芸術家」について、欧州では5つの定義が見られる。すなわち、認知された芸術家団体の会員とするもの、専門家又は芸術家の同僚の委員会によるもの、税務当局によるもの、芸術的成果によるもの、芸術活動の性質によるものである⁽⁵⁸⁾。

(2) 労働条件、社会保障、課税

第 I 章で述べたように、芸術家や CCS 労働者は、キャリアを通じて、複数国で活動したり、また他の部門（サービス業、教育等）に移ったりしつつ、被雇用と自営を組み合わせるために、パートタイムで、無期の契約を締結せずに働く可能性が高く、非典型的な労働形態となることが多い⁽⁵⁹⁾。

正規雇用の芸術家は、医療、保険、所得保障、年金の一般的な規定や制度を利用できるが、フリーランスや自営の組合せの場合には利用が困難である。自営の芸術家に対して、全自営業者に対する社会保障の一般規定を適用する国、自営の芸術家のための独自の規定及び制度がある国もあれば、芸術家の独自の環境に既存の公的社会保障制度を適応させる国もある⁽⁶⁰⁾（2で後述）。

一般的な社会保障制度は、職業的芸術家のニーズを満たしていないと言われる。失業保険や年金基金などによる給付は、事前に定められた基準（国ごとに異なる。）を満たす必要があるが、芸術家の収入は、年金制度で必要とされる最低額を下回ることもある。年金の算出では、特定の収入（著作権など）は除外される。給付の算定の際に、研究や訓練の期間が考慮されるとは限らない⁽⁶¹⁾。

被雇用者は、源泉徴収により、税金や社会保険料が天引きされた給与を受け取るのに対して、自営業者の場合は、請け負ったサービス等の料金の請求書を顧客に提出し、対価が支払われ、そこから税金と社会保険料を別途支払う義務があるが、仕事が不安定である場合、その分を稼ぐことは経済的負担となり得る⁽⁶²⁾。

⁽⁵⁶⁾ EU 加盟国の政府間における政策立案の一種で、拘束力のある立法措置を要求するものではなく、共同で設定した目標に対して指標に基づき成果の比較や優良事例の情報交換を行う手法である。“Open Method of Coordination.” *ibid.* <https://eur-lex.europa.eu/summary/glossary/open_method_coordination.html>

⁽⁵⁷⁾ “Council conclusions on the Work Plan for Culture 2019-2022,” *op.cit.*(55), pp.13, 23; Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.9; Snijders et al., *op.cit.*(42), p.16.

⁽⁵⁸⁾ Dâmaso et al., *ibid.*, pp.12-13; Snijders et al., *ibid.*, p.45.

⁽⁵⁹⁾ Dâmaso et al., *ibid.*, p.14.

⁽⁶⁰⁾ *ibid.*, p.15.

⁽⁶¹⁾ *ibid.*, pp.15-16.

さらに、芸術家は国境を越える移動性が高いが、EU加盟国間の制度の相違によって移動が特に困難となる。加盟国の社会保障制度は調整されておらず、要件が異なり⁽⁶³⁾、複数の社会保険や健康保険に加入することも生じている⁽⁶⁴⁾。

また、課税については、加盟国の責任であり、EUには直接税を法制化する権限がないため、EUが域内での二重課税を調整することは困難であり、複数の国を移動して労働する場合の二重課税を回避するルールは、経済協力開発機構（OECD）により調整されるものによる⁽⁶⁵⁾。

こうした芸術家の労働条件等の課題に対する取組は、EUの文化芸術振興のみならず、労働者保護の観点から社会政策分野においても進められている。EU運営条約第151条⁽⁶⁶⁾では、EU及び加盟国は「雇用、改善された生活及び労働条件の促進を目的とする」とされ、これらを達成するために、EU及び加盟国の両者が「特に契約関係の分野の多様な形態の国内慣行を考慮に入れた措置を実施しなければならない」と定められている⁽⁶⁷⁾。

EUの取組の一例として、2017年11月に、閣僚理事会、欧州議会、欧州委員会の3機関は共同宣言「欧州社会権の柱」⁽⁶⁸⁾を採択している。これは、グローバル化、デジタル革命、労働パターンの変化、社会上及び人口構成上の変化（不平等、長期的及び若年層の失業又は世代間の再分配）による労働市場の変化及び新たな課題によって生じるEUの経済的及び社会的な不安定に対処するための社会的権利を強化することを目的としたものである。本宣言は、加盟国が社会保障制度の基本原則を定めることを直接制約するものではないが、労働者を「その雇用の地位、様式及び継続性にかかわらず、全ての被雇用者」と定義しているため、芸術家の地位にも影響が及ぶと考えられている⁽⁶⁹⁾。

2 EU諸国の施策例

EUには、芸術家の社会保障に対して幅広い具体的な措置を含む包括的な法制で取り組む国もあれば、特に芸術家の地位を定める法制を有する国もある⁽⁷⁰⁾（表）。また、芸術家を対象とする失業手当を設けている国もある。しかし、これは社会保障制度が収入を補完していると認識されて、不当な低賃金にされているケースが見られるため、広く批判の的となっている。加えて、この措置は社会保障のセーフティネットであるとはいえ、被雇用により得られる収入に比して低額であるという⁽⁷¹⁾。

(62) Snijders et al., *op.cit.*(42), p.55.

(63) *ibid.*, p.10; Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.16.

(64) Snijders et al., *ibid.*, p.63.

(65) Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.16.

(66) “Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union,” OJ C 202, 2016.6.7, p.114. EUR-Lex Website <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12016E/TXT&from=EN>>

(67) *ibid.*; Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.31.

(68) “Commission Recommendation (EU) 2017/761 of 26 April 2017 on the European Pillar of Social Rights,” OJ L 113, 2017.4.29, pp.56-61. EUR-Lex Website <<http://data.europa.eu/eli/reco/2017/761/oj>>; 濱野 前掲注(11), pp.36-37; 田中俊郎「急激に変化しつつある世界に対応する「欧州社会権の柱」」『EU MAG』65号, 2018.2.22. <<http://eumag.jp/issues/c0218/>>; “European Pillar of Social Rights,” [2017.11.16]. Politico Website <https://www.politico.eu/wp-content/uploads/2017/11/Social_Rights_Booklet-1.pdf>

(69) Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.31; “Commission Recommendation (EU) 2017/761 of 26 April 2017 on the European Pillar of Social Rights,” *ibid.*

(70) Snijders et al., *op.cit.*(42), p.9.

(71) *ibid.*, pp.10, 60-61.

表 芸術家の地位及び社会保障等に関する法制の例

国	法制	概要
オーストリア	芸術家社会保険法 (2001 年)	フリーランスを自営として位置付ける。社会保険料の支払義務があり、年金支給、任意の失業保険がある。
ベルギー	2002 年 12 月 24 日プログラム法 (I)	芸術家が、給与労働者か自営業者のいずれかの地位を社会的な自立状況に応じて選択する。失業手当がある。
クロアチア	独立芸術家の権利及び文化芸術創造促進に関する法律 (1996 年)	独立芸術家の定義は、芸術創造に携わり、唯一の及び主たる職業としている自営の芸術家とする。独立芸術家には、年金、障害保険及び健康保険がある。
フランス	アンテルミタン・デュ・スペクタクル (舞台芸術等の不定期労働) (1936 年)	芸術家は、給与労働者であるという推定から、その雇用が所与の期間継続しなかったとしても、社会保険を利用できる。芸術家には、演じていないが、創作しているという期間に、失業手当を受ける資格がある。
ドイツ	芸術家社会保険法 (1981 年)	社会保険に関して、他の被雇用者が享受するのと同様の保護が独立芸術家等に対しても保障される。社会保険料の支払義務があり、年金支給がある。
ハンガリー	EKHO 法 (2005 年)	一定の専門職、典型的には文化部門の専門職のために社会保険に関して、より有利な条件及び簡便な手続を規定する。
ラトビア	創作者の地位及び職業的創作団体に関する法律 (2017 年)	その雇用の特殊な性質のために、定期的な収入を生み出せず、又は一時的に仕事をする資格を失うことを経験している芸術家を支援する。フリーランスの芸術家も支援される。
リトアニア	芸術的創作者の地位及び団体に関する法律 (1996 年) 舞台芸術専門職に関する法律 (2004 年)	前者は、「芸術的創作者」の職業的な地位を得るための手続及び要件を定めている。後者は、舞台芸術の労働者のための社会保険加入の法的要件を定める。
スロベニア	文化における自営の専門職に関するデクレ (2004 年)	CCS における自営業者／フリーランスが課税及び社会保険に関して配慮されている。文化省が、登録された芸術家等の社会保険料及び健康保険料を負担する。

(注) 表には特記していないが、改正が行われているものもある (ドイツなど)。

(出典) Jacqueline Snijders et al., *The status and working conditions of artists and cultural and creative professionals*, [November 27, 2020], pp.46-48, 57-58. European Expert Network on Culture and Audiovisual Website <<https://eenca.com/eenca/assets/File/EENCA%20publications/Study%20on%20the%20status%20and%20working%20conditions%20of%20artists%20and%20creative%20professionals%20-%20Final%20report.pdf>>; "Compendium Country Directory." Compendium of Cultural Policies & Trends Website <<https://www.culturalpolicies.net/database/search-by-country/>> 等を基に筆者作成。

芸術家や CCS 労働者の労働条件は、他の多くの政策分野と交差している⁽⁷²⁾。そのため、芸術家や CCS 労働者の労働条件の特殊性を考慮して、CCS における労働条件のための欧州の枠組みを策定するには、競争、国内市場、社会政策、基本的権利及び平等、そして後述の著作権に関する指令などの取組といった複数の EU の政策の要素を組み合わせつつ統合的に対応することが必要であるとの指摘がある⁽⁷³⁾。

IV 公正な報酬をめぐる動向—デジタルコンテンツの著作権報酬面—

芸術家及び著作者が受ける報酬のうち、著作権からの収入はわずかであるか又は存在せず、

⁽⁷²⁾ Dámaso et al., *op.cit.*(12), p.30.

⁽⁷³⁾ *ibid.*, p.37.

この傾向はデジタル化により強くなったと言われている⁽⁷⁴⁾。著作権報酬は、先に見たとおり、古くは記録技術（レコード）の発展による実演家への悪影響のおそれに端を発し、2007年、2018年の欧州議会等の決議やアジェンダ等においてその改善が繰り返し勧告されてきた。

本章では、EUにおける著作権に関する指令による「バリュー・ギャップ」という課題への対応を概説する。

1 デジタルコンテンツをめぐる著作権の課題

前述のとおり、デジタル化の波は、コロナ禍より前から、CCSに押し寄せている。しかし、一般的に世界中の新しい隙間市場やデジタル配信市場によって開かれた好機を最も活用するのは、大企業や大規模プラットフォームである。それらは何百万もの消費者にコンテンツを配信する方式を提供したが、個人や小規模な団体が多いCCSにとって、デジタル化による実際の利益は無きに等しいものであったと評されている⁽⁷⁵⁾。

例えば、デジタル消費の一種であるストリーミングプラットフォーム上で、音楽部門の著作権者は1回の再生当たり0.004～0.007ユーロ（0.52～0.91円）しか利益を得ていない。つまり、EUにおける2019年の賃金の中央値である17,819ユーロ（230万円）を稼ぐためには、1年当たりおよそ250万～440万回再生される必要がある⁽⁷⁶⁾。

さらに、適法なオンラインコンテンツの増大にもかかわらず、著作権侵害は、依然としてCCSの主要な問題となっている。毎年、海賊版や著作権侵害により、500億ユーロ（6兆5000億円）の損失や、EU内の41万6000人の直接雇用の喪失が生じている。国によってはCCS企業の84～99%が中小企業であり、特に被害が大きいと言われる⁽⁷⁷⁾。

コロナ禍にあって、違法な（無料の）ソースを介したアクセスにより、多くの業種、例えば、ビデオゲーム、音楽、電子書籍のダウンロードなどが最も影響を受け、CCSの持続可能性を妨げる可能性があるとの指摘も見られる⁽⁷⁸⁾。

また、コロナ禍においてデジタル技術を活用した取組として、文化コンテンツを無料で提供する事例も見られたが、特にコロナ禍の前でさえ報酬や社会経済的労働条件が深刻であった脆弱なCCS労働者にとって、長期にわたって持続可能なものではないとされる⁽⁷⁹⁾。

著作権は、著作者の収入を確保し、オンラインプラットフォームと公平かつ同一の立場で交渉する前提条件である。しかし、上述のように実際には、コンテンツの著作者は、成功への寄与に比例した公正な報酬を受け取ることができていないという。CCSの持続可能性のために、公正な著作権の枠組みは非常に重要であり、法的に強化することが必要とされている⁽⁸⁰⁾。

2 デジタル単一市場における著作権指令による対応

著作権の保護及び公正な報酬の確保を目的として、欧州委員会は、2016年9月にデジタル時代のためのEU著作権ルールの改革の草案を発表し、最終的には、デジタル単一市場におけ

⁽⁷⁴⁾ *ibid.*, p.19.

⁽⁷⁵⁾ Kulesz, *op.cit.*(9), p.24.

⁽⁷⁶⁾ Lhermitte et al., *op.cit.*(18), p.19.

⁽⁷⁷⁾ *ibid.*

⁽⁷⁸⁾ De Voldere et al., *op.cit.*(1), p.36.

⁽⁷⁹⁾ *ibid.*

⁽⁸⁰⁾ *ibid.*, pp.58-59.

る著作権指令⁽⁸¹⁾(以下「著作権指令」という。)が2019年6月に施行された。ここでは、特に第17条(プラットフォーム)と第18条~第23条(公正な報酬)について、概要を紹介する。

いわゆる「バリュー・ギャップ」は、ユーザーが大量にアップロードしたコンテンツについて、公衆がアクセスできるようにするサービスのプロバイダがそれらのコンテンツから得ている収益と、プロバイダからコンテンツの権利者に還元される報酬が不均衡である(後者が圧倒的に少ない)という問題である。特に、ユーザー投稿型のストリーミングサービス(YouTubeなど)とサブスクリプション型ストリーミングサービス(Spotifyなど)とを比較すると、前者において、利用者1人当たりの権利者への支払が少ないと指摘されている⁽⁸²⁾。

これに対して、本著作権指令第17条では、大量の著作物へのアクセスを提供するオンラインプラットフォーム(Facebook、YouTubeなど)が、著作権者の利用許諾を必要とすることを明確にした。利用許諾がない場合には、プラットフォーム側は、免責のために、許諾されていない著作物がオンラインで利用可能になることを防ぐベストエフォート義務に従う必要がある⁽⁸³⁾。

「バリュー・ギャップ」には、さらにもう1つ、著作物を利用する者が得る利益と著作者及び実演家が得る収益が不均衡である(例として、レコード製作者と実演家との間の不均衡で、後者が圧倒的に少ない)という問題がある⁽⁸⁴⁾。本著作権指令においては、こちらも大きな進歩が見られた。すなわち、本著作権指令では、著作物を利用する者との契約における芸術家の立場のバランスを取り戻すことを目的として、著作者及び実演家に対する「適正かつ比例的な報酬の原則」を定め、著作者及び実演家が、今後の契約を交渉し、収益のより公正なシェアの確保が容易になるように対応がなされた⁽⁸⁵⁾。本著作権指令では、加盟国は、著作者及び実演家が適正かつ比例的な報酬を確実に受け取ることができるようにしなければならないという原則(第18条)を定めた上で、その著作物の利用を許諾し又は利用の権利を譲渡した相手との関係で、次のような権利を著作者及び実演家に認めている⁽⁸⁶⁾。

- 利用の方法、全収益、支払われるべき報酬等について、年に1回以上の定期報告の要求(第19条)
- 利用の収益と比較して、報酬が著しく低い場合のより適正な報酬の支払要求(第20条)
- 第19条、第20条の規定に関する紛争における、裁判外の紛争解決手続の利用(第21条)
- 著作物が十分に利用されていない場合の利用の許諾又は権利の譲渡の取消し(第22条)

(81) “Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC,” OJ L 130, 2019.5.17, pp.92-125. EUR-Lex Website <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj>>; 井奈波朋子訳「デジタル単一市場における著作権指令(翻訳)」『コピーライト』59(700), 2019.8, pp.79-89; 濱野恵「【EU】デジタル単一市場における著作権指令」『外国の立法』No.281-2, 2019.11, pp.10-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11382322_po_02810204.pdf?contentNo=1>

(82) 安藤和宏「音楽のインターネット送信と Value Gap 問題」『論究ジュリスト』26号, 2018.夏, pp.20-27; 榎野睦子「「バリュー・ギャップ」問題の解決に向けて—広告型ストリーミング・サービスを巡る欧米の動き—」『CPRA news Review』Vol.83, 2017.1. <https://www.cpra.jp/cpra_article/article/000468.html>; 同「「バリュー・ギャップ」問題の解決に向けて—その後のEUでの検討状況—」『CPRA news Review』Vol.87, 2018.1. <https://www.cpra.jp/cpra_article/article/000544.html>; 同「「バリュー・ギャップ問題」の解決に向けて—EU新指令採択—」『CPRA news Review』Vol.93, 2019.7. <https://www.cpra.jp/cpra_article/article/000602.html>

(83) Snijders et al., *op.cit.*(42), p.95.

(84) 安藤和宏「実演家に衡平な報酬を—ブダペスト宣言を受けて—」『東洋法学』59(3), 2016.3, pp.247-267. <<https://core.ac.uk/download/pdf/291354076.pdf>>; 安藤 前掲注82), pp.25-26; 榎野「「バリュー・ギャップ問題」の解決に向けて—EU新指令採択—」前掲注82)

(85) Snijders et al., *op.cit.*(42), p.95.

(86) “Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC,” *op.cit.*(81)

○第19条～第21条を遵守しない契約条項を著作者等に強制できないことの保証（第23条）加盟国は、2021年6月7日までに、本著作権指令の規定を国内法化する必要がある（第29条）⁽⁸⁷⁾。

本著作権指令には、著作者及び実演家の契約関係の透明性とバランスを高めるための一連の措置が含まれた。特に、透明性の欠如と交渉の立場の不均衡を是正するために、契約上の取決めの事後的な側面をカバーしている点が目を引く。著作物からの収益の搾取を最小にする方式としての報告義務、著作者の報酬と著作物から得られる利益との間に不均衡が生じた場合の契約の調整メカニズム⁽⁸⁸⁾が導入されたことがそれである。これらは、任意の紛争解決メカニズムによってバックアップされるものとなっている。本著作権指令は、公正な市場に向けた重要な一歩であるが、他方、契約が締結される前段階を含め、全ての問題を網羅しているわけではない。これらの措置を効果的に展開するには、加盟国が（音楽ビジネス等）各業種レベルの議論において、コンテンツの種類や業界ごとに適切で透明性の高い義務を明確にする必要がある⁽⁸⁹⁾。

3 その他のデジタル化の課題

(1) 職業訓練

2017年の英国デジタル文化調査によると、CCSがデジタル化で成功するための課題として、主な2つの障害とされた「助成の不足」、「スタッフの時間の不足」に加えて、「基本的な技術的スキルを有していないこと」が指摘されている⁽⁹⁰⁾。これらの障害は、研究開発における投資を抑制し、技術革新的なプロジェクトの遂行の遅延に直結する⁽⁹¹⁾。

多くのCCS関係者は、適切なデジタルスキルを欠いているが、（雇用されている場合でも、多くは）特有の労働条件及び契約等の理由で、関連する職業訓練を受ける法的権利がない⁽⁹²⁾。

芸術家やCCS労働者がデジタルスキルを向上させる機会を確実に得ることは、デジタルの好機を活用できるようにするために重要である。EUレベルでは、欧州委員会によって資金提供されているCreative Skills Europeプロジェクト⁽⁹³⁾といった取組が見られる⁽⁹⁴⁾。これは、欧州

⁽⁸⁷⁾ 国内法化の状況は、2021年7月26日時点で、オランダ、ハンガリー、ドイツが対応済みであるが、多くの国は完全に実施していない。“Copyright: Commission calls on Member States to comply with EU rules on copyright in the Digital Single Market,” *Daily News*, 2021.7.26. <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/MEX_21_3902> ドイツでは、著作権指令第17条に関して、2021年5月31日、著作権法改正等を含む「デジタル単一市場に求められる著作権に対応するための法律」が制定された（Gesetz zur Anpassung des Urheberrechts an die Erfordernisse des digitalen Binnenmarktes vom 31.5.2021 (BGBl. I S. 1204)）。公正な報酬については、著作権指令施行前に著作権法に導入され、改正も行われた。君塚陽介「デジタル単一市場に対応するドイツ著作権法改正について」『CPRA news Review』2021.10. <https://www.cpra.jp/cpra_article/article/000672.html>; 三浦正広「WINDOW2019 ドイツ著作者契約法の改正について」『コピライト』59(696), 2019.4, pp.36-43.

⁽⁸⁸⁾ 契約時には相当であったとしても、その後著作物が大きな成功を収めたために、事後的に見たら、収益の大きさと報酬が著しくアンバランスになるということがある。この場合に著作者は追加的に、事後的に見て相当な利益分配を求めることができるというもの。「ベストセラー条項」と呼ばれる。上野達弘「講演録 国際社会における日本の著作権法—クリエイタ指向アプローチの可能性—」『コピライト』52(613), 2012.5, p.14.

⁽⁸⁹⁾ “A New European Agenda for Culture - Background Information,” SWD(2018) 167 final, 2018.5.22, p.13. EUR-Lex Website <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018SC0167&from=DE>>

⁽⁹⁰⁾ Arts Council England and Nesta, *Digital Culture 2017*, September 2017, p.6. <https://media.nesta.org.uk/documents/digital_culture_2017.pdf>

⁽⁹¹⁾ Kulesz, *op.cit.*(9), p.23.

⁽⁹²⁾ De Voldere et al., *op.cit.*(1), p.67.

⁽⁹³⁾ Creative Skills Europe Website <<https://www.creativeskillseurope.eu/>>

⁽⁹⁴⁾ Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.34.

の音響映像及びライブパフォーマンス業界の幅広い関係者が集うプラットフォームである。その目的は、現場のニーズに対応し、キャリアのいつでも職業訓練を利用でき、業界の発展に貢献し、専門職のキャリアパスを保証するものである⁽⁹⁵⁾。

(2) 知的財産権情報へのアクセス改善

急速にデジタル化が進行していく中で、CCS が、著作権、一般的には知的財産権を管理する能力を習得することは容易ではなく、新しい環境における知的財産権の知識を十分に持っているとは限らない⁽⁹⁶⁾。英国では、知的財産権局の 2015～2020 年戦略において、知的財産権法制は十分活用されておらず、知的財産権も十分に行使されていないと指摘されている。その背景として、9 割以上の企業が自社の知的財産権を評価しておらず、10 社に 1 社しか、スタッフに対して知的財産権の教育訓練を行っていないことが示されている⁽⁹⁷⁾。上述の 2017 年英国デジタル文化調査では、知的財産権関連の法的助言や権利クリアランスに関連するスキルが十分であると感じているのは、デジタル・スキルが役に立っていると回答した約 1,000 の団体のうち 4 分の 1 の団体しかなかったという⁽⁹⁸⁾。

EU において、中小企業に世界各地の知的財産関連情報を提供して支援するヘルプデスクといった取組も見られるが⁽⁹⁹⁾、CCS のニーズに合わせた適切な支援サービスを提供するための CCS に関する知識がヘルプデスクに不足していることが指摘されている⁽¹⁰⁰⁾。

また、著作権指令には著作者向けの多くの改善が含まれるが、まだ十分に知られていないので、大規模な情報キャンペーンが必要であるとも言われている⁽¹⁰¹⁾。

V コロナ禍における欧州の文化芸術支援策

前述のように、芸術家の地位は、労働市場における多くの特有の課題に直面しているが、コロナ禍では、こうした複雑さによって芸術家の地位に与える影響が前面に押し出され、従前から見られた傾向が加速された。EU 内で働く多くの芸術家は、その労働に係る地位、それを踏まえた失業手当やその他の社会保障給付の適格性を証明するのが困難であることをコロナ禍によって再認識したとされている⁽¹⁰²⁾。

前述の 2007 年の欧州議会決議は、契約や社会的保護に関する芸術家の状況を改善する必要性を認めたが、決議の採択以降の労働市場の構造的変化及びコロナ禍の状況によって、欧州委員会及び EU 加盟国に対する要求を改める必要性が生じたと言われている⁽¹⁰³⁾。

本章では、コロナ禍における緊急措置、長期的な予算措置において増額された EU の文化助成プログラムと、それに影響を与えた欧州の文化の復興に関する 2020 年 9 月 17 日欧州議会決

⁽⁹⁵⁾ “About us.” Creative Skills Europe Website <<https://www.creativeskillseurope.eu/about-us/>>

⁽⁹⁶⁾ Kulesz, *op.cit.*(9), p.24.

⁽⁹⁷⁾ Intellectual Property Office, “Making life better by supporting UK creativity and innovation: The Intellectual Property Office’s Five Year Strategy 2015-2020,” 2016, p.3. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/528791/Corporate_5_Year_Strategy.pdf>

⁽⁹⁸⁾ Arts Council England and Nesta, *op.cit.*(90), p.21.

⁽⁹⁹⁾ Intellectual Property Helpdesk Website <https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/index_en>

⁽¹⁰⁰⁾ De Voldere et al., *op.cit.*(1), p.67.

⁽¹⁰¹⁾ *ibid.*, p.108.

⁽¹⁰²⁾ Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.13; Snijders et al., *op.cit.*(42), p.51.

⁽¹⁰³⁾ Dâmaso et al., *ibid.*, p.14.

議を概説する。また、具体的な施策例としてイタリアを取り上げ、コロナ禍で実施された公的支援の課題を整理する。

1 EUの文化芸術支援策の枠組み

(1) 法的根拠

EUレベルでの文化の分野における措置の法的根拠は、EU条約第3条⁽¹⁰⁴⁾及びEU運営条約第167条⁽¹⁰⁵⁾である。加盟国は文化政策に関して独占的な権限を持っている一方、EUの役割は協力を奨励し、加盟国の措置を支援し補完することである。EUの政策協力は、2007年11月16日に閣僚理事会により承認された「文化のための欧州のアジェンダ」⁽¹⁰⁶⁾によって大きな弾みがついた。欧州議会はまた、政治的決議やパイロットプロジェクトを通じて当該アジェンダを支援してきた。閣僚理事会による文化のための作業計画やEUプログラムに助成されたプロジェクト等を通じて、EUの政策協力により触発された措置が加盟国によって進められている⁽¹⁰⁷⁾。

ただし、文化の分野において、EUが有する権限や予算は、加盟国が有する権限や予算に比べるとごく限られたものである⁽¹⁰⁸⁾。

(2) 「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラム

文化振興のEUの助成プログラムは、1993年のEU条約締結以降、段階的に発展し、2007～2013年には、文化プログラム、メディアプログラムが創設され、その後2014～2020年に「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラムという包括的な名称を掲げつつ、文化及びメディアの2つのサブプログラムを維持して助成が行われてきた⁽¹⁰⁹⁾。

2014～2020年のプログラムでは、14億7000万ユーロ（1911億円）の予算が充当された。13,000件以上の助成金が提供され、また、16,000人を超える専門職への訓練も助成された。欧州の3,760の組織間の647件の文化協力プロジェクト、5,000本以上の映画の制作及び配給、1,144館の映画館の運営、3,500冊の本の翻訳などの支援が行われた⁽¹¹⁰⁾。

⁽¹⁰⁴⁾ “Consolidated Version of the Treaty on European Union,” OJ C 202, 2016.6.7, p.17. EUR-Lex Website <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12016M/TXT&from=EN>> 第3条第3項において、EUはその豊かな文化的及び言語的多様性を尊重し、欧州の文化遺産が保護され、発展することを保証すべきであると規定されている。

⁽¹⁰⁵⁾ “Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union,” *op.cit.*(66), pp.121-122. 第13章「文化」の第167条において、EUは加盟国の国及び地域の多様性を尊重し、同時に共通の文化遺産を強調しつつ、加盟国の文化の成熟に貢献することや、EUや加盟国等の協力の在り方等が規定されている。

⁽¹⁰⁶⁾ “Resolution of the Council of 16 November 2007 on a European Agenda for Culture,” OJ C 287, 2007.11.29, pp.1-4. EUR-Lex Website <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32007G1129\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32007G1129(01)&from=EN)> 本アジェンダでは、文化分野における協力を更に進め、欧州の活動の一貫性及び可視性を高めると同時に、文化の横断的役割を強化することが重要とされた。また、欧州委員会から提示された、文化的多様性と異文化間対話の促進、創造性の触媒としての文化の促進、EUの国際関係における重要な要素としての文化の促進が戦略目標として掲げられた。

⁽¹⁰⁷⁾ “A New European Agenda for Culture,” *op.cit.*(5), p.2.

⁽¹⁰⁸⁾ 藤井慎太郎「海外 STUDY 欧州連合の文化政策—カルチャー・プログラム（2007-13）からクリエイティブ・ヨーロッパ・プログラム（2014-20）へ—」『地域創造—町づくりアートを応援します—』34号, 2013.Aut., p.64.

⁽¹⁰⁹⁾ 同上, pp.64-65.

⁽¹¹⁰⁾ “About the Creative Europe Programme.” European Commission Website <<https://ec.europa.eu/culture/funding-creative-europe/about-creative-europe-programme>>; “Creative Europe 2021-2027: Push Boundaries,” 2021, p.3. *ibid.* <<https://ec.europa.eu/culture/sites/default/files/2021-06/creative-europe-2021-2027-brochure-web.pdf>>

現在の 2021 ～ 2027 年のプログラムの主な目的は、次の 2 点である⁽¹¹¹⁾。

○ 欧州の文化的及び言語的多様性並びに遺産の保護、発展及び促進

○ CCS、特に音響映像部門の競争力及び経済力の増進

現プログラムの新機軸は、CCS がより包摂的で、デジタル化され、環境的に持続可能であるように取組を強化しつつ、CCS の復興に寄与するものとされている。また、従来からの文化及びメディアのサブプログラムに、新たに分野横断的なカテゴリーも追加されることになった。なお、予算については後述する。

2 コロナ禍における EU の予算措置

欧州委員会は、コロナ禍の社会経済的影響を緩和する様々な予算措置を提案し、CCS に対して緊急的な支援を行うと同時に、復興を目指して長期的な予算措置を策定した。

(1) 緊急支援措置

欧州委員会は、加盟国への財政支援として、370 億ユーロ（5 兆円）を計上した「コロナウイルス対策投資イニシアチブ（Coronavirus Response Investment Initiative: CRII）」に基づき、欧州構造投資基金（European Structural and Investment Funds）を活用し、中小企業等への資金援助等を行った⁽¹¹²⁾。

2020 年 4 月 2 日には、欧州委員会は緊急時の失業リスクを軽減する支援措置（Support to mitigate Unemployment Risks in an Emergency: SURE）を提案し、2000 億ユーロ（26 兆円）を計上した。これは、雇用を維持するため、減収した従業員や自営業者を保護する措置に対して加盟国が公的支出する際に、当該加盟国に一時的に融資を行うものである⁽¹¹³⁾。

また、欧州委員会は、現行の基金プログラムの一部として、CCS への特別な支援も提供した。デジタル文化及びバーチャル移動支援（200 万ユーロ（2 億 6000 万円））が提供され、舞台芸術への基金の再割当てが行われた。そのほか、「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラムによる助成への申請期限の延長、コロナ禍によって影響を受けた映画館を支援する直接的な基金の設立といった措置が取られた⁽¹¹⁴⁾。

さらに、欧州委員会は、欧州の中小企業への融資を支援する欧州投資基金とともに、ローンの返済をより柔軟にするために、CCS の中小企業へのローンを支援する目的で設置した 2 億 5000 万ユーロ（330 億円）余の CCS 保証制度を活用する措置を講じた⁽¹¹⁵⁾。ローン又は保証制

(111) “About the Creative Europe Programme,” *ibid.*

(112) Snijders et al., *op.cit.*(42), p.116; 濱野恵「【EU】新型コロナウイルス感染症対策」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.2-3. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488103_po_02830201.pdf?contentNo=1>; 「新型コロナウイルス感染症の経済的影響に対する EU の協調策」『EU MAG』Vol.78, 2020.3.23. <<https://eumag.jp/issues/c0320/>>

(113) Snijders et al., *ibid.*; 濱野 同上, p.3; 濱野恵「【EU】緊急時失業リスク緩和支援（SURE）規則の施行—新型コロナウイルス感染症を理由とした失業の抑制—」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.2-3. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512837_po_02840101.pdf?contentNo=1>

(114) KEA European Affairs, *op.cit.*(2), p.10; “Coronavirus: how it affects the Creative Europe Programme.” European Commission Website <<https://ec.europa.eu/culture/resources/coronavirus-response/coronavirus-how-it-affects-creative-europe-programme>>

(115) KEA European Affairs, *ibid.*; “Access to finance for the cultural and creative sectors.” European Commission Website <<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/finance-cultural-creative-sectors>>; “Coronavirus: European Commission and European Investment Fund announce new Covid-19 measures for businesses under the EUR 251m Cultural and Creative Sectors Guarantee Facility,” 29 July 2020. European Investment Fund Website <https://www.eif.org/what_we_do/guarantees/news/2020/european-commission-eif-announce-new-covid19-measures-under-cultural-creative-sector-guarantee-facility>

度は、特に映画制作などの場合、最も重要な外部資金源であるが、CCSは銀行ローンの利用が難しい。そのため、EUでは、2014～2020年の「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラムにおいて、CCS保証制度として、融資仲介業者への保険とする一定金額を確保し、当該制度が十分に活用できる条件を整備した。2021～2027年の「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラムにおいて、当該制度は、他の保証スキームとともに新しい InvestEU プログラム（後述）に移行された⁽¹¹⁶⁾。

(2) 長期的な予算措置

2021～2027年の期間に関するEUの強化された長期的な予算とともに、大規模な緊急の欧州復興措置「次世代EU（Next Generation EU）」プログラムが提案された。2020年7月後半に、欧州理事会（EU首脳会議）は、救済パッケージと欧州予算の合意に至った。通常の予算である2021～2027年の「多年次財政枠組み（Multiannual Financial Framework: MFF）」は、1兆743億ユーロ（140兆円）、次世代EU基金は、7500億ユーロ（98兆円）が計上された⁽¹¹⁷⁾。

MFFでは文化に充当する予算が増額され、CCS向けの「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラムは、実質的に強化された。2021～2027年の同プログラム予算は24億4000万ユーロ（3172億円）となり、2014～2020年の同プログラムの計画時の予算14億7000万ユーロ（1911億円）と比較して、約7割増しとなった⁽¹¹⁸⁾。これは、市民やCCSの要望に対応する責任の証と言われ、加盟国に対して、文化が経済復興計画にふさわしいものと位置付けるように強力的に要求するものと考えられた⁽¹¹⁹⁾。

(3) 2020年9月17日欧州議会決議

MFFの議論の過程では、「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラムの今後について、欧州委員会及び欧州議会は、CCSが、次世代EUプログラムの下で優先されるべき部門であることを保証するための決定も行った。すなわち2020年9月17日には、欧州議会によって、同プログラムに充当される予算を2倍にするとした決議「欧州の文化の復興」⁽¹²⁰⁾が圧倒的多数で採択された。その中で、CCSの労働条件について協調する欧州の枠組みの導入も提案された⁽¹²¹⁾。

同決議は、国の復興・回復計画に文化を位置付けるよう要求する、EU及び国レベルの政策立案者に対する公開書簡に共同署名したCCSを代表する110の団体組織による表明を受け入れたものである⁽¹²²⁾。

htm>; 藤井 前掲注⁽¹⁰⁰⁾, p.68.

⁽¹¹⁶⁾ Dámaso et al., *op.cit.*(12), p.33; Snijders et al., *op.cit.*(42), p.103.

⁽¹¹⁷⁾ KEA European Affairs, *op.cit.*(2), p.9; 「EUの新型コロナ禍からの復興を支える大規模な財政支出計画」『EU MAG』Vol.80, 2020.11.4. <<https://eumag.jp/behind/d1120/>>; “2021-2027 long-term EU budget & NextGenerationEU.” European Commission Website <https://ec.europa.eu/info/strategy/eu-budget/long-term-eu-budget/2021-2027_en>; 濱野恵「【EU】新型コロナウイルス復興基金設立規則の公布」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659058_po_02870102.pdf?contentNo=1>; 同「【EU】新型コロナウイルス復興基金の「復興・回復ファシリティ」を設立する規則」『外国の立法』No.278-2, 2021.5, p.36. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11668888_po_02870215.pdf?contentNo=1>

⁽¹¹⁸⁾ “About the Creative Europe Programme,” *op.cit.*(110)

⁽¹¹⁹⁾ Lhermitte et al., *op.cit.*(18), p.8.

⁽¹²⁰⁾ “Cultural recovery of Europe (2020/2708 (RSP)),” 17 September 2020. European Parliament Website <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2020-0239_EN.pdf>

⁽¹²¹⁾ KEA European Affairs, *op.cit.*(2), p.9.

⁽¹²²⁾ *ibid.*, pp.9-10; “Make culture central in the EU Recovery,” 2020.10.30. Culture Action Europe Website <<https://>

同決議の内容のうち、CCSの財政、雇用、労働条件、社会的保護、デジタル化について、欧州委員会やEU加盟国に対する主な主張や要請は次のとおりである⁽¹²³⁾。

第4項 CCSが、全ての復興基金から広く迅速に助成を得るようにする。

第5項 CCSの特有のニーズに応じて、復興目的限定の復興・回復ファシリティ（後述）の少なくとも2%をCCSに充当する。

第6項 CCSを戦略的部門とし、EU復興計画において優先事項と考え、経済的復興だけではなく、CCSの労働者の労働条件の改善を目的とし、自営業者を含めた全ての関係者が助成されるように明確な復興予算を認める。

第7項 「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラムの総予算を28億ユーロ（3640億円）に増額する。

第8項 CCSに対して通常適用される国内の社会、財政及び経済上の特有の規定がコロナ禍の間及び後にも引き続き適用されることを保証し、既に実施している中小企業復興計画に、CCSの中小企業を含める。

第10項 非標準的な雇用形態の専門職を含む全ての創造的専門職が社会保障を利用できるようにする。

第11項 EUレベルでCCSにおける労働条件に関する欧州の枠組みを導入する。CCSの特殊性を反映し、国境を越える雇用に特に注意して、労働条件の改善を目的としたガイドラインや原則を用意する。

第14項 短期的な雇用支援であるSURE（(1)参照）が迅速に運用され、CCSが利用可能となるよう保証する。

第15項 欧州の協力とCCSの安定性を確実にするには、「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラムの役割は重要であり、予算の倍増とともに、次期計画を可能な限り迅速に策定する。

第16項 幅広い基金からCCSを助成し、文化的な新機軸、技術革新、芸術研究に積極的なCCSへホライズン・ヨーロッパ（後述）から資金が提供されるようにする。

第17項 文化創造的な作品の創作（creation）、制作（production）、普及及びアクセシビリティにおけるデジタル化の重要性を認識し、欧州の文化的作品のデジタル化のための資金をさらに認め、中小企業及び団体がデジタルスキルや基盤を円滑に利用できるようにする。

第19項 中小企業への融資改善を目的とするCCS保証制度をより広く利用可能にする。

第26項 視聴覚メディアサービス指令（後述）、デジタル単一市場における著作権指令等及び立法措置の施行は、個々の著作者の適正な保護を保証するための共同的なメカニズムを維持及び促進するものである。

(4) その他の予算措置

そのほか、コロナ禍における措置以外のものも含め、CCSが利用可能と考えられるEUの措置は次のとおりである⁽¹²⁴⁾。

- 「復興・回復ファシリティ」は、加盟国の経済の投資及び改革のために財政支援を行う。基金を利用するために、加盟国は、その国の改革プログラムの一部として、国の復興・回

cultureactioneurope.org/news/make-culture-central-for-the-eu-recovery-open-letter/

(123) “Cultural recovery of Europe (2020/2708 (RSP)),” *op.cit.*(120)

(124) KEA European Affairs, *op.cit.*(2), p.9; Lhermitte et al., *op.cit.*(18), p.9.

復計画を提出することが義務付けられる。個々の加盟国が提案した計画に CCS が組み込まれ、措置の目的に CCS が積極的に関連付けられるならば、助成やローンの対象となり得る。

- 「React-EU」では、労働者や中小企業を支援するために 2014 年から 2020 年までの結束政策プログラムの基金⁽¹²⁵⁾に 550 億ユーロ（7 兆円）が増額される。
- 「InvestEU」は、復興段階で企業に支援を提供する。欧州グリーンディール⁽¹²⁶⁾やデジタル化の課題のような EU の長期的優先事項に即した投資を促進する。InvestEU の予算保証として、4 つの融資分野⁽¹²⁷⁾のうち少なくとも 3 つは、CCS と関連付けられる：①研究、イノベーション及びデジタル化（100 億ユーロ（1 兆 3000 億円）増）、②中小企業（100 億ユーロ（1 兆 3000 億円）増）、③社会的投資及びスキル（36 億ユーロ（4680 億円）増）
- 欧州投資銀行グループにより運営される「ソルベンシー・サポート」では、コロナ禍における欧州企業の資金援助を強化する。
- 高等教育及び職業訓練の受講等を支援する「エラスムス+」（上限 260 億ユーロ（3 兆円））
- 2021～2027 年の研究開発助成プログラムである「ホライズン・ヨーロッパ」、特に文化、創造性及び包摂的社会に関するクラスター 2（23 億ユーロ（3000 億円）相当）の対象となる。

3 国レベルの施策例—イタリア—

コロナ禍において、多くの芸術家や CCS 労働者の収入や雇用状況がその非典型的な立場により悪化したため、特別な緊急支援方針を要した国もあった⁽¹²⁸⁾。ドイツやフランスについては多くの論稿があるため⁽¹²⁹⁾、ここでは、CCS のフリーランス対象の措置及びデジタル化支援を含む事例として、イタリアを取り上げる。

イタリアでは、2020 年 3 月 17 日緊急法律命令⁽¹³⁰⁾第 18 号「Cura Italia」が制定され、この支援プログラムの中で、30 億ユーロ（3900 億円）が、専門職、フリーランス等の活動がない期

(125) EU 域内の格差是正と成長のための基金。濱野「【EU】新型コロナウイルス復興基金設立規則の公布」前掲注(11), p.5.

(126) 2050 年までの温室効果ガスの排出実質ゼロ、経済成長の資源利用からの分離（decoupled）、現代的で資源効率の高い競争力のある経済の実現、人々の健康と幸福の環境リスクからの保護等によって、EU を公正で豊かな社会に変えることを目指す EU の成長戦略。小池拓自「欧州グリーンディールと欧州新産業戦略—2 つの移行、グリーン化とデジタル化—」『レファレンス』846 号, 2021.6, p.35. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11687334_po_084602.pdf?contentNo=1>

(127) EU が最も価値を高めるように投資を集中する「政策ウィンドウ」と呼ばれる。後述の①～③の 3 分野と「持続可能なインフラ」の計 4 分野。“About the InvestEU Fund.” European Commission Website <https://europa.eu/investeu/investeu-fund/about-investeu-fund_en>

(128) Snijders et al., *op.cit.*(42), pp.117-118; Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.14.

(129) 英仏独については、以下を参照。一般社団法人芸術と創造『令和 2 年度「文化行政調査研究」 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書』2021.3, pp.75-93. 文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93211801_01.pdf>; 林雅樹「新型コロナウイルス感染拡大のエンタテインメント分野への影響と支援」『レファレンス』840 号, 2021.1, pp.45-48. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11623234_po_084003.pdf?contentNo=1> 仏については、藤井慎太郎「コロナ禍における芸術文化と公共性—フランスの文化支援策の考察を通じて—」『文化政策研究』14 号, 2020, pp.33-42. 独については、藤野一夫「芸術文化は民主主義にとって必要だ—パンデミック時代のドイツの文化政策—」『文化政策研究』14 号, 2020, pp.16-32; 同「第 8 章 パンデミック時代のドイツの文化政策」大関雅弘ほか編著, 山崎雅子ほか『市民がつくる社会文化—ドイツの理念・運動・政策—』水曜社, 2021, pp.195-235.

(130) 憲法に基づき、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である。当該命令は、迅速な政策の実現を可能とするものであるが、公布後 60 日以内に国会の定める法律により承認されなければ遑って失効する。芦田淳「イタリア—政府の「法律」による権利制限—」大林啓吾編『コロナの憲法学』弘文堂, 2021, p.28.

間の支援や保護等に充当された⁽¹³¹⁾。当初の緊急パッケージの一環として、CCSに直接関連する主な措置は次のとおりである⁽¹³²⁾。

- 文化的労働者及び非営利組織の全被雇用者への失業手当の拡大（第22条）
- 舞台芸術部門のフリーランスに対する2020年3月分の600ユーロ（78,000円）の手当（基金からの支出限度額4860万ユーロ（63億円）。第38条に定められた一定の要件による⁽¹³³⁾）
- 美術館、劇場、コンサート会場、その他の文化団体に対する税金や保険料の支払期限の延期（第61条及び第62条）
- 既に販売されたチケット（映画館、美術館、劇場など）に対して、1年間有効なバウチャーによる払戻し（第88条）
- 音響映像、映画、舞台芸術の各部門を支援するための2つの基金の設立（2020年の総予算は1億3000万ユーロ（169億円））（第89条）

続く2020年5月19日緊急法律命令第34号「Rilancio」は、活動の再開を支援することを目的としている。CCS関連の措置は次のとおりである（第183条）⁽¹³⁴⁾。

- 国立以外の機関及び企業向けの緊急基金：書店、出版及びそれに関連するサプライチェーンに属する企業、国立以外の美術館やその他の文化施設を対象とし、公演、会議、見本市、展示会のキャンセルによる損失からの復興を目的とする2億1000万ユーロ（273億円）（2020年）
- 国立美術館及び文化施設の基金：国立美術館やその他の文化施設の機能を確保するため、ロックダウンによるチケット収入の損失を補償する1億ユーロ（130億円）（2020年）
- 舞台芸術基金：2020～2021年について、オペラ交響楽団その他の舞台芸術団体への例外的な充当
- 芸術及び文化のためのデジタルプラットフォーム：文化遺産やライブパフォーマンスをオンラインで楽しむことを可能にするデジタルプラットフォームの開発に充当される1000

⁽¹³¹⁾ “DECRETO-LEGGE 17 marzo 2020, n.18: Misure di potenziamento del Servizio sanitario nazionale e di sostegno economico per famiglie, lavoratori e imprese connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19. (20G00034).” Normattiva Website <<https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legge:2020-03-17;18!vig=>>>; 芦田淳「【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—緊急法律命令6件を制定—」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.8-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488105_po_02830203.pdf?contentNo=1>; 同「【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—家庭・労働者・企業に対する支援—」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512841_po_02840105.pdf?contentNo=1>; 山崎杏奈「新型コロナウイルス対抗措置として、新たな支援パッケージを発表」『ビジネス短信』2020.3.23. 日本貿易振興機構ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/8be087cbb18aaef8.html>>; Carla Bodo, “ITALY,” 2020.4.7. Compendium of Cultural Policies & Trends Website <<https://www.culturalpolicies.net/covid-19/country-reports/it/>>; Snijders et al., *op.cit.*(42), p.118.

⁽¹³²⁾ Snijders et al., *ibid.*

⁽¹³³⁾ 舞台芸術労働者年金基金加入等の要件がある。当該年金基金は、以前は独立した制度であったが、現在は、一般的な全国社会保障機構（Istituto Nazionale Previdenza Sociale: INPS）に統合された。ただし、当分の間、舞台芸術に従事する芸術家等の社会保障要件は、INPS内で別の規則に基づき運用されている。“4.1.3. Social security frameworks,” May 2016. Compendium of Cultural Policies & Trends Website <<https://www.culturalpolicies.net/database/search-by-country/country-profile/category/?id=20&g1=4>>; “Fondo pensioni per lavoratori dello spettacolo e sportivi professionisti,” 3 aprile 2017. Istituto Nazionale Previdenza Sociale (INPS) Website <<https://www.inps.it/prestazioni-servizi/fondo-pensioni-per-lavoratori-dello-spettacolo-e-sportivi-professionisti>>

⁽¹³⁴⁾ “DECRETO-LEGGE 19 maggio 2020, n.34: Misure urgenti in materia di salute, sostegno al lavoro e all'economia, nonché di politiche sociali connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19. (20G00052).” Normattiva Website <<https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legge:2020;34>>; “National measures to alleviate the impact of COVID-19 on the cultural and creative sectors,” 2020.6.5, pp.100-102. European Union National Institutes for Culture Website <https://www.eunicglobal.eu/media/site/436709556-1591786597/measures_covid19_cultural-and-creative-sectors_5.06.20_version-6.pdf>

万ユーロ（13億円）（2020年）

- 文化基金：有形及び無形の文化遺産の保存、強化、使用及びデジタル化の促進に充当される5000万ユーロ（65億円）（2020年）
- 舞台芸術家のための基金：旧舞台芸術家著作権保護団体（Istituto Mutualistico Artisti Interpreti Esecutori: IMAIE）の清算による基金の残額を基にした新基金の設立（5000万ユーロ）（65億円）
- 各種の税額控除

CCS 以外も含め幅広いフリーランスに対する2020年3月の支援措置については、申請システムへの殺到やデータ不備による支払遅延も見られたが、当該措置の金額が全国の月額家賃の平均程度の額であることや、地域間の生活費や過去の収入の差を考慮せず、一律にしたことなどが批判された。その後、4～5月にも追加して月600ユーロ（78,000円）が支払われたが、持続可能な措置ではないと評された⁽¹³⁵⁾。

なお、イタリアには、芸術家の地位や社会保障に関する法律はない⁽¹³⁶⁾。しかし、2020年10月6日の上院の第7回文化委員会において、芸術家の社会的地位に関する2007年6月7日欧州議会決議に即して、文化、娯楽、舞台芸術の全ての労働者の適切な保護及び社会的セーフティネットを保証するために、芸術の労働に関する法律の制定が政府に対して求められ⁽¹³⁷⁾、コロナ禍においてその必要性が改めて問われた。

4 公的支援における課題

CCSを財政支援する方法として、最も効果的で最も広く使用されている公的政策手段が、助成金である。そのほかローン、保証制度、寄附に対する税制優遇措置、スポンサーシップ、最近ではクラウドファンディングといった手段がある⁽¹³⁸⁾。CCSは、平常時から公的予算に大きく依存している⁽¹³⁹⁾。

欧州におけるコロナ禍の当初のCCSへの支援措置として計416件を分析した結果、対象別に見ると、78%はCCS対象のもの、22%は一般的なもの（中小企業支援など）であり、また62%は機関を対象とするもの、38%はフリーランスを対象とするものであった。さらに、支援の提供元として、公的機関によるものが86%であり、支援の目的として、緊急の措置が84%であった⁽¹⁴⁰⁾。

CCSに対する公的支援における課題は次のとおりである。助成及び財政の情報へのCCS労働者や団体のニーズが配慮されていなかったため、情報への透明性が高く平等なアクセスがCCSにとって重要であるとされた。また支援の枠組みは、フリーランスの特別なニーズを反

⁽¹³⁵⁾ Clare Speak, “‘Stopgap’ or life saver?: Italy’s scheme to help the self-employed survive the coronavirus crisis,” 30 May 2020. The Local Website <<https://www.thelocal.it/20200530/how-well-is-italys-bonus-600-payment-for-the-self-employed-really-working>>; 大崎さやの「イタリアの場合」『「COVID-19 影響下の舞台芸術と文化政策—欧米圏の場合」報告書』2021.3, pp.13-14. <https://www.waseda.jp/prj-kyodo-enpaku/research/file/report_covid-19_urgent_research2.pdf>

⁽¹³⁶⁾ Snijders et al., *op.cit.*(42), p.47.

⁽¹³⁷⁾ Dâmaso et al., *op.cit.*(12), p.13; “Parere Approvato Dalla Commissione Sull’Atto N. 572,” *Legislatura 18^a - 7^a Commissione permanente - Resoconto sommario*, n. 189, 06/10/2020. Senato della Repubblica Website <https://www.senato.it/japp/bgt/showdoc/frame.jsp?tipodoc=SommComm&leg=18&id=%201177807&part=doc_dc-allegato_a>

⁽¹³⁸⁾ Snijders et al., *op.cit.*(42), p.11.

⁽¹³⁹⁾ De Voldere et al., *op.cit.*(1), p.59.

⁽¹⁴⁰⁾ *ibid.*, pp.56, 134.

映すべきとされた⁽¹⁴¹⁾。自営に対する枠組みが、フリーランスや被雇用を組み合わせるハイブリッドな雇用も含めて様々な労働形態に対処できる必要があるとも指摘された⁽¹⁴²⁾。それらの背景には、政府の CCS 支援が主に機関を通じて行う方式であったため⁽¹⁴³⁾、個人に間接的な支援となり、時間も要したことが考えられる。

そのほか、CCS は多様性を持ったビジネスモデルであることを、政策立案する政府側が十分に認識していないと指摘された⁽¹⁴⁴⁾。多くの国では、CCS を対象に含む一般的な措置も取られたが、それらは CCS の特性に適合していないとも言われた⁽¹⁴⁵⁾。

総じて、支援プログラムが CCS の複合的な雇用構造に適合せず、収入支援、自営又はビジネス支援措置の利用が課題となった⁽¹⁴⁶⁾。自営業者は利用できる所得代替給付が限られていることが多い。その理由は、状況確認が煩瑣（はんさ）であること、収入変動が激しく、給付金の計算が複雑であること、雇用主及び被雇用者双方が負担金を支払えない又は支払う意思がないことである⁽¹⁴⁷⁾。また、自営業者のためのセーフティネットが不足しており、財政その他の経済的打撃への耐性が低いことが再認識された⁽¹⁴⁸⁾。

加えて、現状の雇用統計や労働力調査といった公的統計は、文化的雇用の実際の規模や CCS の重要性が示されていないため⁽¹⁴⁹⁾、CCS が制度設計において過小評価されることも指摘された⁽¹⁵⁰⁾。

5 デジタル化や著作権補償金関連の支援策の例

最後に、著作権指令に即した加盟国の著作権法改正以外で、CCS のデジタルコンテンツ関連での支援を目的とする、中でもコロナ禍における措置の事例を紹介する。

文化的エコシステムから利益を得るストリーミングプラットフォームが、芸術や文化的制作、マーケティングや制作物の配信を支援する例として、視聴覚メディアサービス指令⁽¹⁵¹⁾の枠組みの下、フランス政府は、2020年10月に、ストリーミングプラットフォームの国内売上高の20～25%を地方又は欧州での制作費に充当することを提案した⁽¹⁵²⁾。2021年6月22日の文化

⁽¹⁴¹⁾ *ibid.*, p.57.

⁽¹⁴²⁾ Travkina and Sacco, *op.cit.*(6), p.43.

⁽¹⁴³⁾ *ibid.*, p.10.

⁽¹⁴⁴⁾ *ibid.*

⁽¹⁴⁵⁾ *ibid.*, p.26.

⁽¹⁴⁶⁾ *ibid.*, p.10; Dâmaso et al., *op.cit.*(12), pp.13-14.

⁽¹⁴⁷⁾ OECD 「コロナウイルス危機下の生活支援—セーフティネットの不足を補う—」2020.5.20, p.5.

⁽¹⁴⁸⁾ Dâmaso et al., *op.cit.*(12), pp.13-14.

⁽¹⁴⁹⁾ 文化的雇用が公的統計で過小評価されるのは、幾つかの理由がある。文化的雇用を推計する場合、経済的活動や職業が純粋に文化的である割合を決定することが困難である。また、労働力調査は、回答者の主な賃金が支払われる仕事のみを対象とし、CCSによくある副次的な雇用や無償の雇用を捕捉しない。Travkina and Sacco, *op.cit.*(6), p.6.

⁽¹⁵⁰⁾ Dâmaso et al., *op.cit.*(12), pp.13-14.

⁽¹⁵¹⁾ テレビ放送とオンデマンドサービスを対象としていたが、2018年11月28日に公布された改正指令によって、動画共有プラットフォームサービスにも適用範囲が拡大された。そのほか、サービス提供者の管轄国情報の透明化、未成年者保護の強化、欧州製コンテンツの推進などが定められている。“Directive (EU) 2018/1808 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 amending Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) in view of changing market realities,” OJ L 303, 2018.11.28, pp.69-92. EUR-Lex Website <<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2018/1808/oj>>; 鳥村智子 「【EU】視聴覚メディアサービス指令 (AVMSD) の改正」『外国の立法』No.278-2, 2019.2, pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11239708_po_02780205.pdf?contentNo=1>

⁽¹⁵²⁾ KEA European Affairs, *op.cit.*(2), p.26; “Consultation publique sur la transposition de la directive “Services de médias audiovisuels,” 2020.10.28. Ministère de la Culture Website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Audiovisuel/>

省デクレ第 14 条⁽¹⁵³⁾では、サブスクリプションサービスは、フランスでの売上高の少なくとも 20% を、欧州又はフランスの映画及び視聴覚作品の制作に充当しなければならず、フランスでの公開後 12 か月未満の映画を提供する場合には、当該充当比率は 25% と定められた⁽¹⁵⁴⁾。

芸術家の育成や CCS 企業に対する支援の目的のために、著作権補償金からの収益を充当することを決定した国もある⁽¹⁵⁵⁾。

例えば、イタリアには、イタリア著作者出版者協会 (Società Italiana degli Autori ed Editori: SIAE) という著作権使用料を徴収する主要な著作権管理団体がある。当該団体は、私的複製補償金の 10% を、著作者、実演家及び自営の芸術家を支援するために充当するものとされている (著作権法第 71 条の 8) が、これをコロナ禍対策としても利用した⁽¹⁵⁶⁾。フランスにおいても、2020 年 3 月に、通常は、創作、普及及び人材育成に関わる助成に充当することが義務付けられている私的複製補償金の 25% (知的財産法第 L324-17 条) を、2020 年に限って、コロナ禍の打撃を受けた著作権者の助成に充当することが認められた⁽¹⁵⁷⁾。

おわりに

コロナ禍においては、感染拡大の抑止と経済活動の両立が難しいことが課題となったが、欧州の CCS は、それに加えて従前から長く続く課題が複雑に絡み合っている。本稿では、コロナ禍、加速するデジタル化の中で進められている欧州の文化芸術支援策の動向を、CCS の労働による収入及び社会保障面並びに著作権報酬面の両面から概観してきた。

翻って、日本においても、1980 年の芸術家の地位に関するユネスコ勧告以降、業界関係者を中心に関心が高まり、欧州の芸術家の社会的権利について、ドイツの芸術家社会保険法などの調査が行われてきた⁽¹⁵⁸⁾。また、文化芸術振興基本法 (平成 13 年法律第 148 号)⁽¹⁵⁹⁾の制定過程においても、特に芸能実演家の取組として、芸術家の地位向上や社会保障の要望が提出された⁽¹⁶⁰⁾。

Actualités/Consultation-publique-sur-la-transposition-de-la-directive-Services-de-medias-audiovisuels>

⁽¹⁵³⁾ “Décret n° 2021-793 du 22 juin 2021 relatif aux services de médias audiovisuels à la demande,” *JORF*, n° 0144, 23 juin 2021. Légifrance Website <<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=DDaClTsbsrrsYbYBQHvadAWhRDD8LWdMqRihxSDaKo=>>

⁽¹⁵⁴⁾ “COMMUNIQUÉ DE PRESSE: Publication of the decree on audiovisual media services on demand (SMAD),” 2021.6.23. Ministère de la Culture Website <<https://www.culture.gouv.fr/en/Presse/Communiqués-de-presse/Publication-du-decret-relatif-aux-services-de-medias-audiovisuels-a-la-demande-SMAD>>

⁽¹⁵⁵⁾ Travkina and Sacco, *op.cit.*(6), p.35.

⁽¹⁵⁶⁾ *ibid.*; “Worldwide policy response to COVID-19 in support of the CCS,” Mar 27, 2020. KEA European Affairs Website <<https://keanet.eu/opinions/worldwide-policy-response-to-covid-19-in-support-of-the-ccs/>>; “LEGGE 22 aprile 1941, n. 633: Protezione del diritto d'autore e di altri diritti connessi al suo esercizio. (041U0633).” Normattiva Website <<https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1941-04-22:633!vig>>

⁽¹⁵⁷⁾ 藤井 前掲注⁽¹²⁹⁾, pp.35, 41; “HISTOIRE DE LA COPIE PRIVÉE.” La Culture avec la Copie Privée Website <<https://www.copieprivée.org/histoire-de-la-copie-privée/>>; Code de la propriété intellectuelle. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000033677315#:~:text=L'aide%20au%20d%C3%A9veloppement%20de,l'architecture%20et%20au%20patrimoine>

⁽¹⁵⁸⁾ 一例として、音楽議員連盟振興会議編『「芸術家の地位に関するユネスコ勧告」小委員会中間報告』音楽議員連盟ユネスコ勧告小委員会, 1992.

⁽¹⁵⁹⁾ その後、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 73 号)により、「文化芸術基本法」となった。いずれも、第 2 条第 1 項に「文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。」と定められた。

⁽¹⁶⁰⁾ 一例として、日本芸能実演家団体協議会「芸術家等の社会保障制度の提案—新たな労災補償制度づくりを中心に—」2002.9. <<https://www.geidankyo.or.jp/img/research/200209chiikojo.pdf>>

近年では、厚生労働省が2017（平成29）年10月に、「雇用類似の働き方に関する検討会」⁽¹⁶¹⁾を、2018（平成30）年10月に「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」⁽¹⁶²⁾を設置し、フリーランスの社会的保護の在り方が検討されている。2021（令和3）年4月には、芸能関係作業従事者・アニメーター等を労災保険の特別加入制度の対象に追加するといった進展も見られた⁽¹⁶³⁾。

しかし、コロナ禍の2020（令和2）年に文化庁が実施したアンケート調査において、文化芸術活動における課題として上位を占めたのは、「失業など仕事上の変化を緩和する仕組みがない」（53.9%）、「老後に備えるための年金制度が十分ではない」（50.0%）、「仕事の中止に係る保険制度がない」（49.2%）であり⁽¹⁶⁴⁾、CCS労働者の不安定な状況は現在も続いている。

また、コロナ禍で打撃を受けたCCSやフリーランスを対象とする支援制度が、2020（令和2）年に文化庁、経済産業省、総務省によって設けられたが、自らの適格性を証明することが難しい事例が見られた⁽¹⁶⁵⁾。同アンケート調査では、活動に関する契約等に当たり、特に文書を取り交わしておらず、メール（46.8%）、口頭（16.0%）と回答した者が6割に上っていた⁽¹⁶⁶⁾。

文化庁においても、2021（令和3）年9月、契約が不安定になりがちな文化芸術関係者の働く環境を改善することを目指し、フリーランスの個人や小規模団体に公演主催者などが仕事を依頼する際、適正な契約書を交わすように求めるガイドライン（指針）を策定するため⁽¹⁶⁷⁾、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」が設置された⁽¹⁶⁸⁾。

本稿で見たように、欧州では、CCSの芸術家、創作者、その他の労働者の多様な契約についての理解を深め、標準的な労働者と同様に、公平かつ同一の条件を保証する公正な慣行の枠組みの策定が求められている⁽¹⁶⁹⁾。デジタル化の面では、著作権指令は大きな一歩であったが、新しい権利が認められても、契約自由の原則を盾にされて、交渉力が弱いままでは何の恩恵も受けることができないという指摘もある⁽¹⁷⁰⁾。労働による収入及び社会保障面や著作権報酬面における公正な契約慣行の確立によって、芸術家やCCS労働者の地位を実質的に改善する欧州の取組に今後も注視することは、日本における支援策を検討する一助となるであろう。

（かわい みほ）

(161) 「雇用類似の働き方に関する検討会」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kintou_488802.html>

(162) 「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」同上 <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01811.html>

(163) 「令和3年4月1日から労災保険の「特別加入」の対象が広がります」同上 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r3.4.1.html>

(164) 文化庁「「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」の調査結果について」2020.12.25, p.16. <https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/92738101_01.pdf>

(165) 「止まった文化フリー—中小事業者は今（下）独特の労働環境、未曾有の危機に——意識や構造の変革、今こそ（夕刊文化）」『日本経済新聞』2020.5.19, 夕刊, p.10; 「文化芸術活動、来月にも支援金、個人に最大20万円、小規模団体150万円、文化庁、寄付の仕組みも整備」『日本経済新聞』2020.6.29, p.42.

(166) 文化庁 前掲注(164), p.12.

(167) 「フリーランス 契約書締結を 文化庁 芸術関係者向け指針」『読売新聞』2021.9.11, p.31.

(168) 「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaite/bunka_geijyutu_bunya/index.html>

(169) De Voldere et al., *op.cit.*(1), p.103; Snijders et al., *op.cit.*(42), p.124.

(170) 安藤和宏「わが国著作権法における契約法規定の可能性」上野達弘・西口元編著『出版をめぐる法的課題—その理論と実務—』日本評論社, 2015, pp.410-411. なお、ヨーロッパ大陸法系の著作権法では、一般に創作者主義が貫徹されて、著作者の権利は、自然人のみに原始帰属するという法制度の相違はあるが、ドイツでも同様の認識が高まってきたことが、ドイツ著作権法改正の背景にあるという。上野 前掲注(88), pp.4, 12.